

# 介護福祉士修学資金貸付制度

## 令和8年度募集要項

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

### 1 目的

この制度は、介護福祉士の資格の取得を目指す学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

国が指定した学校又は都道府県知事が指定した介護福祉士養成施設を卒業後、資格を取得し、岩手県内で引き続き3年間介護等の業務に従事することで、貸付金の返還が“全額免除”になります。

### 2 貸付対象者

介護福祉士養成施設に在学（令和8年度入学予定者を含む。）し、介護福祉士の資格の取得を目指す者であって、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とします。ただし、次項「3 貸付内容」に掲げる「国家試験受験対策費」及び「就職準備金」の貸付対象者は、これに加え、次の（3）又は（4）の要件を満たす者となります。

#### （1）次の①から③までのいずれかに該当する者

- ① 岩手県に住民登録をしている者であって、介護福祉士養成施設卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者
- ② 岩手県内の介護福祉士養成施設の学生であって、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者
- ③ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に岩手県に住民登録をしており、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため岩手県外に転出した方であって、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者

#### （2）次の①又は②のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

- ① 学業成績等が優秀と認められる者
- ② 卒業後、中核的な介護職員等として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

#### （3）国家試験受験対策費は、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

#### （4）就職準備金は、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者であって、貸付けが必要と認められる者

### 3 貸付内容

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| （1）修学資金（月額）  | 50,000円以内（半年ごとに決定額の半年分を交付）         |
| （2）入学準備金     | 200,000円以内（入学年度の初回に交付）             |
| （3）国家試験受験対策費 | 1年度当たり40,000円以内（各年度前期に交付）          |
| （4）就職準備金     | 200,000円以内（最終回に交付）                 |
| （5）生活費加算     | 生活保護法による保護の基準に準ずる額 <sup>（注1）</sup> |

※（2）から（4）は、（1）に加算できるものであり、それぞれ単独での申請はできません。

※（5）は、生活保護世帯及び生活保護に準じる世帯が対象です。また、日本学生支援機構の給付型奨学金の受給者（受給予定者含む）は、支援内容が重複するため申請できません。

## 4 貸付期間及び貸付金の交付方法

- (1) 貸付期間：養成施設に在学する期間
- (2) 交付方法：半年ごとに決定額の半年分を交付します。2回目以降は、本会から養成施設に在学状況の確認を行い、在学していることを確認した上で交付します。

〈貸付金交付例〉（修学期間が2年間の場合）

（単位：円）

交付回	交付上限額				交付額計
	修学資金	入学準備金	受験対策費	就職準備金	
1年次前期分（1回目）	300,000	200,000	40,000		540,000
1年次後期分（2回目）	300,000				300,000
2年次前期分（3回目）	300,000		40,000		340,000
2年次後期分（4回目）	300,000			200,000	500,000
合計	1,200,000	200,000	80,000	200,000	1,680,000

### 【『高等教育の修学支援新制度』との併用について】

- \* 令和2年度から実施されている「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構（JASSO）が実施する給付型奨学金の支給、養成施設による授業料・入学金の減免）」及び、令和7年度からの「多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化」（以下「新制度」）と、本会の貸付制度を併用する場合、新制度が優先されるため、本会の貸付額は、「支援の認定区分」及び「授業料等の減免額」の確定後に、養成施設の学則等で定める授業料、入学金から減免の上限額を差し引き、減免後もなお自己負担額が生じる場合に限り、自己負担額の範囲<sup>（注2）</sup>において、本会貸付上限額内で利用できます。
- \* 授業料等の減免額は、養成施設に入学後（4月以降）に確定するため、初回の交付額は、授業料等の減免額の確定後に決定します。そのため、通常より交付までに時間を要します。
- \* 支援の認定区分及び授業料等の減免額は、半期ごと（9月、3月）に本会から各養成施設に直接確認します。
- \* 「給付型奨学金」を利用する方については、支援内容が重複するため、「生活費加算」の申請はできません。
- \* 貸付申請時点で、
  - ① 令和8年度大学等奨学生の採用候補者として、給付型奨学金の決定を受けている方
  - ② 令和8年4月～6月末までに新制度に申込予定の方（支援区分が“多子世帯”に該当する可能性のある方を含む）は、本貸付の申請は可能ですが、貸付金の交付は、授業料等の減免額が確定してからとなります。
- \* 新制度申込予定の方は、入学後、新制度の申込みを取りやめた場合であっても、養成施設に授業料等の減免の申込みをしていないことを確認した上で、貸付金の交付を行いますので、新制度利用者と同じタイミング（令和8年6月以降）での交付となります。
- \* 本会の貸付金交付後、新制度による授業料等の減免を受けていることが確認された場合は、交付額と授業料等の減免額との調整を行った上で、重複する貸付金については一括で返還していただきます。

## 5 貸付金の返還免除

- 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行い、岩手県内の福祉・介護施設等において『介護等の業務』に従事し、かつ、介護福祉士の資格登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から3年（在職期間1,095日以上、実従事日数540日以上（※））の間、引き続き業務に従事した場合、貸付金の返還が免除になります。
- 本資金は、「もらうお金」ではなく、「借りるお金」です。介護福祉士養成施設を退学した場合や、介護福祉士国家試験の受験資格を得られずに卒業した場合、介護等の業務以外に就職した場合、岩手県外で就職した場合等、返還免除の要件を達成できない場合は、貸付金を返還していただきます。
- 介護等の業務に従事する期間は、手続により返還が猶予されますが、猶予期間中は、定期的に業務従事状況の報告が必要です。報告がない場合は、貸付金の返還を求めることがあります。

※ 本制度は、5年（在職期間1,825日以上、実従事日数900日以上。過疎地域、離島及び中山間地域（以下「過疎地域等」という。）において従事する場合は3年（在職期間1,095日以上、実従事日数540日以上））の間、引き続き業務に従事した場合、返還が免除されますが、岩手県は全市町村が過疎地域等に該当するため、3年間業務に従事することで、返還が免除されます。

### 【返還免除の対象となる『介護等の業務』とは…】

令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務を指します。

\* 詳細は、別紙1「介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧」を参照ください。

## 6 介護福祉士国家試験の『パート合格（合格パートの受験免除）』について

- 第38回（令和7年度）国家試験から、パート合格（国家試験の科目を3パートに分割し、合格したパートは、受験年の翌々年までを有効期限として、当該パートの受験が免除されるもの。）が導入されます。
- 養成施設を卒業後、最初の国家試験は全パートを受験します。全パートを合格した者が「国家試験合格者」となり、介護福祉士の資格登録申請が可能となるため、一部のパートのみ合格した者（不合格のパートがある者）は、資格登録はできません。（※）
- 不合格のパートがあり、次年度に再受験を希望する場合、本会の貸付金は、再受験の結果がわかるまでの期間、手続きにより返還が猶予されます。再受験を希望せず、介護福祉士資格を取得しない場合は、貸付金を返還していただきます。
- 全パートに合格した後で、介護福祉士の資格登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から3年間、介護等の業務に従事することで、返還が免除されます。

※ 介護福祉士資格の経過措置登録（令和9年3月末までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった者）、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする措置）は、現在、措置期間の延長について厚生労働省で協議中のため、今後、資格登録要件が変更される場合があります。（令和7年10月現在）

※ その他、パート合格に関する詳細は、国家試験の実施と資格の登録事務等を行う『（公財）社会福祉振興・試験センター』のホームページをご確認ください。

（URL：[https://www.sssc.or.jp/kaigo/info/info\\_part.html](https://www.sssc.or.jp/kaigo/info/info_part.html)）

## 7 申請方法

貸付けを希望する方は、別紙2「貸付の申請に必要な書類の一覧」を必ず参照して、申請書類をご用意いただき、在学する高校で取りまとめの上、当会にご提出ください。  
貸付け希望者が校内で1名のみの場合は、希望者から当会に直接提出することも可能です。

### 【連帯保証人の申請について】

申請者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する連帯保証人を1名立てなければなりません。

(1) 申請者が、貸付申請時点で未成年(18歳未満)の場合は、法定代理人(親権者等)が連帯保証人となります。

※ 法定代理人が2名いる場合は、いずれか市町村民税の課税額の多い方を連帯保証人としてください。

(2) 申請者が貸付申請時点で成人(18歳以上)の場合は、次の①～③の基準をすべて満たす方が連帯保証人となります。(申請者の父又は母であって、次の基準を満たす場合も連帯保証人として申請可能です。)

① 成人の方で独立の生計を営む方

② 貸付申請時点の年齢が65歳未満の方

③ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が課税されている方

\* 必要に応じて、申請書類のほかに、書類の提出を求めることがあります。

\* (1)の場合、いずれの法定代理人も市町村民税が非課税の場合は、本会にご連絡ください。

\* (2)の場合、貸付申請時点で市町村民税が非課税の方は、連帯保証人として申請できません。他に基準を満たす方の申請をお願いします。

\* 連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合、全ての返還義務を負担していただきます。

### 【生活費加算を希望する場合】

別紙2「貸付の申請に必要な書類の一覧」の1及び2の書類のほか、次の書類を提出してください。

① 生活保護世帯の場合(ア、イの両方)

ア 居住地の福祉事務所長意見書

イ 生活保護受給証明書

② 生活保護世帯に準ずる世帯の場合(ウ～カのいずれか)

ウ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税証明書

エ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免証明書

オ 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金保険料の免除承認通知書

カ 国民健康保険法第77条に基づく国民健康保険料の減額免除徴収猶予決定通知書

## 8 申請期限

令和7年12月19日（金） ※期限厳守

※ 高校内で取りまとめて提出する場合は、あらかじめ高校への提出期限を各校担当者にご確認ください。

## 9 留意事項

### (1) 本貸付金との併用（併給）について

資金種	併用（併給）
・生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）	不可
・母子父子寡婦福祉資金	不可
・職業訓練による介護福祉士訓練給付金等、国庫補助で実施されているその他貸付事業	不可
・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	不可
・日本学生支援機構（JASSO）が実施する「貸与型」奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）	可
・日本学生支援機構（JASSO）が実施する「給付型」奨学金	※一部不可
・日本政策金融公庫の教育ローン	可

※「給付型奨学金」を利用する方は、本貸付の「生活費加算」の申請はできません。

- (2) 申請期限までに、介護福祉士養成施設の受験結果を確認できない方（未受験者を含む）  
は、今回の申請は対象外です。申請を希望する場合は、令和8年4月以降（入学後）、養成施設にお問合せください。
- (3) 申請書類に不備、不足等がある場合は、貸付金の交付が遅れることがあります。対象者要件、必要書類、記入内容等をよく確認の上、ご提出ください。
- (4) 貸付が決定した場合に限り、申請者（申請時点で未成年（18歳未満）の場合を除く）  
及び連帯保証人の印鑑登録証明書や、貸付金の振込先として、申請者本人名義の金融機関口座の情報が必要となります。印鑑登録や金融機関口座の開設には時間を要する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 10 照会先

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当

TEL 019-601-7022（受付時間 9時～17時／土日祝・年末年始除く）

- 募集要項・貸付要領・各様式は、岩手県社会福祉協議会ホームページにも掲載しています。  
<https://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>  
⇒「岩手県民の皆様へ」→「各種貸付制度」内「介護福祉士等修学資金のご案内」

## (注1) 生活保護法による保護の基準に準ずる額

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590

級地区分の適用地域については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に準ずる。

\* 岩手県内の級地区分については、以下のとおりとなります。

2級地-1 盛岡市

3級地-1 宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市

3級地-2 上記以外の市町村

## (注2) 高等教育の修学支援新制度との併用【例／2年制・区分I又は多子世帯の場合】

就学に係る費用（2年分）		授業料等の減免額（2年分）※3	
入学金 (初年度のみ)	120,000…A	入学金 (初年度のみ)	100,000…A'
授業料	1,200,000…B	授業料	1,180,000…B'
その他経費 (実習費等)	467,200…ア	その他経費 (実習費等)	○
計 1,787,200		計 1,280,000	

\* その他経費は減免対象ではありません。

貸付決定額 (2年分の貸付上限額(生活費加算除く))		調整後交付上限額(2年分)	
入学準備金 (初年度のみ)	200,000…C	入学準備金(A-A') (初年度のみ)	20,000
修学資金 (月額 50,000×24か月)	1,200,000…D	修学資金(B-B'+ア) (月額 20,300×24か月)	487,200…D'
国家試験受験対策費	40,000×2	国家試験受験対策費※1	40,000×2
就職準備金	200,000	就職準備金※2	200,000
計 1,680,000		計 787,200	

※1 「国家試験受験対策費」の貸付上限額は40,000円／年度です(調整対象外のため満額支給)。

※2 「就職準備金」(200,000円)は、最終交付回に交付します(調整対象外のため満額支給)。

※3 適格認定の判定(修業年限が2年以下の養成校は半期ごと)により、認定区分(授業料の減免額)が変更になった場合、本会の貸付上限額はその都度調整の上、交付となります。